

イノシシの保護及び管理計画の現状と課題（平成 24 年度整理状況）

2012（平成 24）年度に開催されたイノシシ保護管理検討会において、イノシシの保護管理に関する重要課題の抽出と対応の方向性について検討を行った。検討結果を以下に示す。

（1）基本認識

- ◆ イノシシの保護管理に関しては、農業被害の軽減と狩猟資源としての管理があるが現在緊急的課題は前者である。
- ◆ 今後、生態系に対する影響への対応についても検討することが求められる。
- ◆ 分布の管理。
- ◆ 農業被害の軽減のための方策は、被害防除、被害個体の除去及び総個体数の低減である。
- ◆ 市街地へ出没し、生活被害を発生している地域もある。
- ◆ 被害防除は地域ぐるみ/集落単位がキーワードである。
- ◆ 個体コントロールは、シカの様な密度や総個体数のコントロールではなく、農耕地周辺の個体を減少させる、被害発生特定個体の捕獲が重要となる（許可捕獲による捕獲が主）。
- ◆ 全国の捕獲数は右肩あがり、農作物被害は増加もしくは高止まり・横ばい傾向である。
- ◆ 特定計画制度の定着化がみられる。また、被害防止計画が多くの市町村で作成されてきているが、特定計画との整合性・連携がとれていない場合が多い。

（2）主要課題と対応の方向性

- ◆ 最も重要で優先的対応が必要だと考えられる課題に絞って提示した。
- ◆ 基本的に都道府県による対応を想定している。国レベルでの課題に関しても表記した。

課題 1 イノシシ個体群管理の方針が明確ではない

被害対策のための捕獲と資源管理のための捕獲の考え方は、相反する場合がある。また、高山植物などへの間接的な影響、生態系への影響も懸念されている。現在は、被害対策として捕獲が重要であるが、将来的に耕作地周辺以外での個体群管理の方針が必要となる。

⇒ 狩猟資源としての管理方針

⇒ 分布拡大地域（市街地への出没も含む）への対応

⇒ 生息数・個体群動態を推定するための手法の開発

⇒ 科学的根拠に基づいた施策を実施するためには、国や研究機関の調査・研究が必要

課題 2 被害対策の目標設定の考え方を変えることが必要である

現在、年間の捕獲目標頭数を捕獲実績や自然増加率等から設定したり、被害状況を過去

の時点まで減らすといった目標を設定しているところが多い。捕獲目標を達成しても被害が軽減しなかったり、過去の耕作地面積や社会状況が変化していることを考えると、現状にあった目標を設定することが重要である。

⇒地域単位・集落単位での目標設定

⇒被害量や捕獲数ではなく、地域住民等の意識調査を実施

⇒行政主導で把握できる手法開発（例：兵庫県の「被害意識アンケート調査」）

課題3 被害対策の目標達成のための実施状況を評価することが難しい

捕獲数は、近年右肩あがりです。2012（平成24）年度は約48.5万頭（狩猟と許可捕獲は約半分づつ）捕獲しているが、被害状況は高止まりである。その理由として、被害防除対策や許可捕獲が適正に行われているか把握されていない。

⇒計画的な被害防除対策の実施

⇒防護柵等を適正に設置しているか、維持管理を行っているか等を確認

⇒被害対策のための捕獲（許可捕獲）を実施（加害個体の捕獲等）

課題4 保護管理を推進するための連携が図られていない

保護管理を実施する主体は、市町村や集落単位である。また、被害防止計画は市町村が作成しているため、都道府県と市町村及び関係部局との連携が十分に図られているとは言えない。

⇒各主体の連携強化（例えば、分布拡大地域への対応や全体のモニタリングは都道府県が、現場での被害対策は市町村、といった役割分担を決めることにより、取組推進を図るなど）

⇒関係部局間の連携強化

⇒モニタリング経費等のコストの低下・効率化

課題5 施策を実施するための体制作りが十分に進んでいない地域がある

イノシシの農作物被害管理は、集落単位で実施する方が効率・効果的である。そのためには、地域ぐるみでの実施体制を整備する必要がある。

⇒国・地方自治体の連携強化

⇒効率的な被害防除対策及び許可捕獲の普及

⇒人材確保及び育成

⇒狩猟者と被害農家が一体となった被害対策の体制づくり

課題6 モニタリング調査が不十分な地域がある

モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削減を背景として縮小が進み、科学性の確保に支障が生じている。また、データの必要性の優先

度を考慮した適切なモニタリングが求められている。

⇒国・地方自治体の努力強化（例：予算当局への対策効果の適切な説明など）

⇒モニタリング項目の検討（地方自治体や国レベルでの統一化）

⇒被害防除対策及び許可捕獲の実施状況把握（捕獲場所や頭数等）と検証